

平成 21 年 5 月 28 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006 ～ 2008
 課題番号：18720169
 研究課題名（和文） 一九四〇年代初頭における刑事・治安法制再編に関する研究
 研究課題名（英文） A study about the reorganization of the criminal law and public order legislation in the early 1940's

研究代表者

小幡 尚（OBATA HISASHI）
 高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授
 研究者番号：30335913

研究成果の概要：1940 年代初頭の刑事・治安法制の再編について、1941 年刑法改正を中心に検討した。同法に新設された「安寧秩序ニ対スル罪」は、1940 年 4 月に発表された改正刑法仮案中の同名の章より選択されたものである。同章の形成過程の詳細を明らかにし、刑法改正事業において見られた、治安法的な条文を規定する志向について明らかにした。また、同法には、同時期に制定された新治安維持法・国防保安法に含まれない罪を規定することにより、両者と既存の治安諸法を補完する役割が期待されていたことを指摘した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	900,000	0	900,000
2007 年度	500,000	0	500,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	150,000	2,050,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：1941 年刑法改正・第 76 回帝国議会・刑法改正事業・新治安維持法・国防保安法・監獄法改正事業

1. 研究開始当初の背景

(1) これまで一貫して「近代日本における刑罰」を研究のテーマとしてきた。そしてその際、刑罰とそれをめぐる事象を、社会史的な観点からではなく、国家・政府による「支配」のあり方と刑罰や刑事法制との関連という観点から検討しようとしてきた。また、治安維持法を初めとする治安法制についても広義の「刑罰」とし

て考えようとする視角を持ち続けてきた。このようなテーマ・視角から、検討することを避けて通れない時代は、十五年戦争期、とくに太平洋戦争期ではなかろうかと考えた。

(2) 十五年戦争期の国民動員については、さまざまな局面を扱った多くの研究が蓄積されている。また、戦時下の治安政策についても、特高や憲兵の活動を中心とした研究は少なくない。

しかし、「戦時下の刑罰」あるいは「戦時下の刑事政策」となると話は別である。もともと、刑罰をめぐる歴史研究は決して多くないが、この時期に関してはほとんど存しないといっている。

(3) 「戦時下の刑事政策」についての検討を進め、またこれまでの自身の研究を進展させるため、本研究を実施しようと考えた。

2. 研究の目的

本研究課題においては、太平洋戦争開戦前後の時期を主たる検討の対象に設定し、その時期の治安維持政策を含めた広義の刑罰をめぐる状況について検討し、その史的特質の解明を目指した。

1940(昭和15)年には近衛文麿の側近達による国内政治体制の再編を目指す運動、すなわち新体制運動が展開する。その状況を受け、同年7月に第2次近衛内閣が発足した。既成政党はこの動きに合流し、次々に解党した。そして、10月には大政翼賛会が発足する。この年の末、それまでの政党が全く存在しない「無党状況」の下で第76通常議会が開会された。同議会では、翌1941年3月に閉会されるまで、大きな論争が起こることもなく多くの法律案が通過している。ここには、刑法中改正法律・治安維持法改正法律・国防保安法が含まれている。

これらの三法に着目することにより、「太平洋戦争開戦前夜の刑罰」に関する諸相を検討し、そのあり方と意義について明らかにすることを目指した。また、それが「太平洋戦争下の刑罰」を考える出発点となるであろうと史料した。

3. 研究の方法

(1) まず、検討の対象とした三法について概略を述べる。

治安維持法とは共産主義運動を中心とする社会運動・思想を取り締まり、処罰する法律である。そして、治安維持法改正は、制定以来最大の改正であり、「実質的に『新治安維持法』と呼ぶべきものであった(荻野富士男「解説 治安維持法成立・『改正』史」〈『治安維持法関係資料集 第4巻』新日本出版社、1996年〉、703頁)。

国防保安法は、国家機密の保護を目的に新設された法律であり、「明治国家成立以後相次いで制定されてきた秘密保護法制の集大成とも呼ぶべきもの」である(瀧川厚『監視社会の未来 共謀罪・国民保護法の戦時動員体制』〈小学館、2007年〉、162頁)。

刑法中改正法律(公布は1941年3月12日、施行は同月20日。以下、改正法と呼称する)は、刑法の7つの条文に改訂を施し、「第七章の二 安

寧秩序ニ対スル罪」(全3条)など10の条文を新設したものである。同法については、そのモチーフを明らかにした横山実氏による先駆的な研究(『戦争遂行に伴う犯罪と刑法』〈『犯罪社会学研究』2、1977年)があるのみであり、その後は検討されてきていない。

研究を進めるに際し、検討の焦点を改正法に据えた。その理由の一つは、これまでの研究においてほぼ看過されてきたことである。しかし、当然ながら理由はそれだけではない。改正法に着目したのは、同法がいくつかの意味で「結節点」の如き位置を占めるものであると考えたためである。そのような見通しの下、次の二点に留意しながら検討を進めた。

まず、改正法に着目することによって三法の関連性を指摘できると考え、この関連性といういわば「横」の広がりを意識しながら分析を進めた。

もう一つは「縦」、とくに前史との関係についての検討に意を用いた。とくに1920年代初めから1940年まで進展していた刑法(含監獄法)改正事業に着目した。また、後史、すなわち1941年以降の刑事法の変遷も視野に入れた。

(2) 具体的な作業の方法としては、政府(とくに司法省)が遺した刑事・治安法制に関する一次史料と、書籍・雑誌・新聞といった当該期の活字メディアに発表された記事・論攷などの二次史料を網羅的に収集し、PCを用いて整理の上、検討を加えた。

4. 研究成果

(1) 1941年刑法改正について、「安寧秩序ニ対スル罪」の新設を中心に検討し、その成立過程と史的意義を論じた論文をまとめることができた(未発表)。以下、その要項を記す。

①施行直後に公表された司法省刑事局による解説によれば、改正法は「国内治安を確保し、国防国家体制の完璧を期す必要」から制定されたものだという(「改正された刑法」〈『週報』327号))。そして、その要点は次の七点、すなわち「罰金不完納の場合における労役場留置期間を延長」、「没収の規定を拡充し…追徴の規定を新設」、「強制執行を確保するため、並びにかけの競売又は入札の公正を図るための規定を新設」、「安寧秩序に対する罪を新設」、「失火罪の刑を加重」、「公正証書原本不実記載罪等の刑を加重」、「贈賄罪の規定を拡充強化」であるという。

既に横山氏によって指摘されているように、改正法の目的は「経済的秩序の側面での『国防国家体制の完璧を期する』」ことにあった。すなわち、日中戦争の全面化以降の統制経済の進展に対応したものであったのである。

改正法の中で唯一「章」を新設し、新たな犯

罪類型を規定したのが、「第七章の二 安寧秩序ニ対スル罪」である。以下に全文を引く。

第五百五条ノ二 人心ヲ惑乱スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

銀行預金ノ取付其他経済上ノ混乱ヲ誘発スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ七年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

第五百五条ノ三 戦時、天災其他ノ事変ニ際シ人心ノ惑乱又ハ経済上ノ混乱ヲ誘発スヘキ虚偽ノ事実ヲ流布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス

第五百五条ノ四 戦時、天災其他ノ事変ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ国民経済ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ為シタル者ハ無期又ハ一十年以上ノ懲役ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ十万元以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

これらは「国民経済ノ運行」すなわち戦時下の「経済秩序」の維持を目的とするものではある。しかし、それには止まらず、経済とは関わりのない「虚偽事実の流布」をも罰する治安法的な性格を強く有する条文なのである。

②戦前期における刑法改正事業は、1921年に始まり1940年まで継続していた。その過程で、「安寧秩序ニ対スル罪」がどのように形成されたのかを明らかにした。

同罪の出発点は、1926年の「刑法改正ノ綱領」の中にある。31項「法令違反ノ行為ヲ目的トシテ団結ヲ為シタル者ヲ罰スル規定ヲ設クルコト」と32項「法令違反ノ行為ヲ賞揚シ、奨励シ、煽動シタル者ヲ罰スル規定ヲ設クルコト」である。

1927年4月に成立した刑法改正予備草案の第2編第10章は「不法団結及煽動ノ罪」である。これは、「綱領」の31・32項を踏まえて規定されたもので、「犯罪ヲ実行スルコトヲ目的トスル結社」を組織すること、「犯罪ヲ実行スヘキコトヲ公然奨励又ハ煽動」することを罰すること等を規定した二つの条文から成る。

1927年6月に発足した刑法改正起草委員会では、1932年より「罪」を規定する各則の検討に従事する。この過程で、構成員である司法官僚（判検事を含む）・帝国大学教授ら、そして「列席員」として参加した陸海軍各法務局の局長・局員らは、諸外国の立法例と日本の過去の立法例を詳細に調査しながら作業を進めた。その中で、多岐にわたる治安法的な条文が新たに提案された。

それらは、議論を経た後、「不法団結及煽動ノ罪」と同じ章の中にまとめられていく。そのため、章名も「公ノ秩序ニ対スル罪」と変わり、

最終的には「安寧秩序ニ対スル罪」となったのである。

戦前における刑法改正事業の最終的な成果である改正刑法仮案（1940年4月発表）の「第十三章 安寧秩序ニ対スル罪」（全10条）は、「九種の犯罪態様を規定」するものとなった（安平政吉「刑法改正案に於ける安寧秩序の罪」〈『法学新報』50-8、1940年8月〉による。以下、同じ）。すなわち、1「一般に罪を犯すことを目的として、結社を組織し、乃至は兵役納税義務の拒否、その他、安寧秩序の紊乱を目納とし結社を組織し、之に加入し、結社を支援する罪」、2「犯罪一般の奨励又は煽動乃至兵役義務又は納税の義務拒否の奨励の罪」、3「安寧秩序の紊乱を目的とする文書宣伝の罪」、4「裁判及検察の威信を毀損することを目的として為す虚偽事実の流布、又は公然誹謗の罪」、5「人心の惑乱、生活必需品の市場価格の攪乱、銀行預金の取付、その他経済上の混乱を目的とする虚偽事実の流布罪」、6「戦時、天災事変に際し、人心の惑乱、経済上の混乱を誘発すべき虚偽の流布罪」、7「戦時、天災事変に際し暴利を貪ることを目的として為す生活必需品の価格を急変せしめ、又はその円滑なる供給を阻害する罪」、8「外交上の機密漏泄、探知又は収集罪」、9「公判開廷前の捜査又は予審事項を公にする罪」である。

同章は、それまでに目論まれながら実現しなかった諸規定、今後必要性が生じると考えられた新しい規定等が多く盛り込まれた、「公ノ秩序」を乱すとされた行為を広範に取り締まる網羅的な治安法の性格を有するものとなったのである。

③前掲「改正された刑法」で「全部改正とは別に、この際、是非とも改正要する部分の改正を行つて国内治安を確保し、国防国家体制の完璧を期す」と説明されているように、改正法は刑法改正作業を中止したことの代替措置であると説明された。そして、実際にその成果の一部を利用したものなのである。改正法の「安寧秩序ニ対スル罪」は仮案の同章の3条文（上記の5・6・7）を選択した上、若干の改訂を加えたものである。

改正法案の作成過程を検討した結果、以下のことが判明した。司法省内での法案作成過程の初期段階においては、仮案13章全体及び11章（「神社ニ対スル罪」）を用いた草案が作成されていたが、その後漸次条文が減らされ、最終的に議会に提出された改正法案となったと推定される。同法案の条文数が当初のものより減らされた理由は、「戦時下ノ議会」のため法案を必要なものに限定するという方針があったためであろう。それでは、条文数を限定しても改正する意味を大きくは減じないと判断されたのはなぜであったのであろうか。

帝国議会では、議員より政府に対し、どうして仮案の13章全体を提出しなかったのか

という質問がなされた。これに対し政府委員は、改正法と新治安維持法・国防保安法、そして既存の治安諸法とを合わせ用いることによって求める効果を得ることは可能である、と答弁している。

改正法には、76議会で制定された新治安維持法・国防保安法に含まれない罪を規定することで、両者及び既存の治安諸法を補完する役割が期待されていたのである。すなわち、76議会においては改正法も含めて3法による治安法制の再編がなされたと考えるべきなのである。

また、これを刑法改正という局面から見れば、改正法・新治安維持法・国防保安法と既存の諸法とによって、仮案の「安寧秩序ニ対スル罪」全体と同様の効果を上げることができると判断された、と考えられよう。すなわち、刑法改正事業の過程において示された、多岐にわたる治安法的条文を設けようとする志向が結果的にほぼ実現されたと考えられたと言い得よう。そのため、法案の立案過程において、条文の限定に対してとくに反対の意見が見られなかったのだと思われる。

(2) 論文「一九二〇年代における行刑制度改革構想と監獄法改正事業」を脱稿することができた。

この論文では、1920年代における行刑制度改革構想と監獄法改正事業をめぐる動向、具体的には司法省に設置された行刑制度調査委員会と監獄法改正調査委員会の活動と成果について明らかにした。

とくに行刑制度調査委員会の活動とその成果を明らかにできたことには一定の意義があると考えられる。

これまで同委員会の活動については、その後の行刑改良・監獄法改正事業の前提となる検討を行ったこと、「行刑制度調査答申書(壱)」を作成したことなどが指摘されるに止まっていた。

しかし、同委員会には、刑罰全般の改革という方針、本格的な刑事政策への志向が存在し、それらは具体化の兆しを見せ始めていたのである。

すなわち、同委員会発足時の1922年には、次の15項目の諮問事項が示されていた。1「未決勾留者タル被告人ニ対スル処遇」、2「死刑ノ執行方法」、3「罰金刑執行ノ為ニスル強制執行ノ程度並ニ労役ノ設備」、4「監獄ノ設備、自由刑ノ執行方法タル階級処遇並ニ之ニ伴フ点数制ノ採用」、5「短期自由刑執行ノ加重」、6「仮出獄制度」、7「受刑者中ノ精神病患者変質者等ニ対スル特別処遇」、8「社会主義者又ハ社会問題若ハ思想問題ニ関スル被告人並ニ受刑者ニ対スル特別処遇」、9「受刑者中ノ兇悪者ニ対スル特別処遇殊ニ予防拘禁」、10「未成年者殊ニ十八歳以上ノ未成年受刑者及之ニ準スル青年受刑者ニ対スル特別処遇」、11「受刑者

ニスル治療ノ方法程度」、12「作業ノ種類方法」、13「教誨ノ方針」、14「釈放者保護方法殊ニ授産場ノ設置」、15「釈放セラレタル受刑者ノ就職上必要ナル範囲ニ於テ身分上ノ制限ヲ緩和スル方法如何」。

また、1923年には16番目の諮問事項として「其ノ他行刑並保安処置ニ関シ必要ナル事項」が追加されている。

同委はこの16の諮問事項の検討を1926年まで続け、ほぼ全てについて積極的に対応する方針を示した答申をまとめたのである。

これらは、それ以後の刑法・監獄法改正事業の基盤となったと考えられ、さらには1940年代の施策にも影響を与えたことが想定されるのである。

(3) 太平洋戦争勃発後の刑事・治安法制(言論出版集会結社等臨時取締法(1941年)・戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律(同前)・戦時刑事特別法(1942年)・戦時刑事特別法改正法律(1943年)など)についての検討の準備を実施した。上記の法律に関する基礎的な史資料を収集し、整理を行なった。ただし、本格的な検討は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

小幡 尚、一九二〇年代における行刑制度改革構想と監獄法改正事業、人文科学研究(高知大学人文学部人間文化学科)、15号、印刷中、2009年、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小幡 尚 (OBATA HISASHI)
高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授
研究者番号：30335913